

各都道府県地域振興担当部長 }
各都道府県市区町村担当部長 } 殿

総務省地域力創造グループ
人材力活性化・連携交流室長
(公 印 省 略)

「子供の農山漁村体験交流計画策定支援事業」の募集について

平素より地域活性化の推進に格別の御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

総務省では、子供の農山漁村体験事業の継続的な実施体制の構築を目指す地方公共団体を対象に、地方公共団体が独自で策定する「子供の農山漁村における体験交流に関する計画（以下「子供の農山漁村体験交流計画」という。）」の策定を支援しているところです。

今年度の対象団体につきましては、令和7年3月21日付け総行人第7号の通知により募集いたしましたが、このたび、下記のとおり追加募集を行いますので、お知らせいたします。

つきましては、貴都道府県各部局及び貴都道府県内の市区町村に対して、この旨周知頂くとともに、事業実施を希望する部局及び市区町村がございましたら、応募書類を取りまとめの上、下記により御提出頂きますようお願い申し上げます。

記

1. 子供の農山漁村体験について

(1) 子供の農山漁村体験とは

小学校、中学校及び高等学校の児童生徒が行う宿泊体験活動であって、農山漁村その他の豊かな自然環境を有する地域に滞在し、地域住民と交流しつつ、自然体験活動、農林漁業の体験を行う活動、地域の伝統文化に触れる活動等を行うことをいいます。

(2) 子供の農山漁村体験の意義

子供の農山漁村体験を通じて、地方の自然、歴史、文化等の魅力について学び、理解を深めることで、生命と自然を尊重する精神や環境保全に寄与する態度を養い、人と人とのつながりの大切さを認識し、農林漁業の意義を理解することにより、こどもの生きる力を育むことができます。また、このような体験を通じて、都市部の児童生徒が、小中高の各段階において、将来の地方へのUIJターンを考える基礎をつくるとともに、地方の児童生徒においても、都市部の児童生徒との交流により、農山漁村の魅力の再発見につながることを期待できます。

さらに、こうした体験活動の推進は、地方と農山漁村の相互理解の増進に寄与することも期待できます。

2. 対象団体

都道府県、市区町村

3. 本事業のスキーム

(1) 基本的な仕組み

本事業は、総務省が対象団体の企画提案書を基に採択を行い、総務省より支援業務を受託した事業者（以下、計画策定支援事業者）が、対象団体の子供の農山漁村体験交流計画の策定支援を行います。

(2) 子供の農山漁村体験交流計画について

子供の農山漁村体験交流計画とは、子供の農山漁村体験事業の継続的な実施体制の構築に向けて、地方公共団体が独自に定める計画です。

既に農山漁村体験事業に取り組んでいる地方公共団体においては、課題解決に向けた研究・検討を行いながら、効果的な取組や目標数値を設定することにより、継続的な事業展開を目指します。

また、新たに農山漁村体験事業に取り組む地方公共団体においては、研修・セミナーへの参加や外部有識者からの助言も受けながら、計画の策定過程を通じて、事業実施体制の構築を図ることができます。

4. 計画策定支援事業者による支援内容

- ①計画策定に必要な情報収集
- ②外部有識者等の派遣
- ③継続的な事業実施体制の構築に向けた課題の整理・分析
- ④計画素案の取りまとめ

5. 計画策定に要する対象経費について（1団体当たり上限100万円）

(1) 計画策定支援事業者が支弁する経費

- ①外部有識者等の派遣に係る旅費及び謝金
- ②計画策定支援に携わる者の派遣に係る旅費
- ③調査・研究に要する経費
（例：オンライン等による事前・事後学習に関する調査・研究、農山漁村体験コンテンツに関する調査・研究、調査・研究を踏まえた動画作成 等）
- ④研修・学習会等の開催経費
- ⑤総務省が承認する研修会・セミナー等への参加に要する経費
- ⑥その他、事業計画書に基づき、総務省が承認した経費

(2) 対象団体が支弁する経費

- ①対象団体の職員等（事業計画書に記載された観光協会、協議会、事業者等を含む）による先進地視察、販路開拓、外部有識者との打ち合わせ等に係る旅費
- ②その他計画策定に係る経費のうち上記「(1) 計画策定支援事業者が支弁する経費」に該当しない経費

6. 採択要件

- (1) 当該計画策定について、関係団体を含む当事者間で合意がとれていること。
- (2) 令和8年2月末までに計画の策定を終えることができること。
- (3) 当該計画は、対象団体及び政府のホームページへの掲載等、公表することを前提とすること。
- (4) 以下の項目を最低限計画に盛り込むこと。

第1 目的

第2 地域の現状

- ・送り側の場合：こどもの現状と課題（小・中・高の児童・生徒数等）
- ・受入側の場合：地域の資源と課題、提供可能な農山漁村体験 等
- ・送り側・受入側の共通：子供の農山漁村体験の実施体制 等

第3 これまでの取組状況（送り・受入実績等）

第4 継続的な実施体制の構築等に係る課題

- 例：送り側・受入側の窓口（組織・担い手）の確保
- 送り先・受入先の確保
- 子供の農山漁村体験の実践者の確保
- 子供の農山漁村体験の事業費の確保
- 受入数の増加を図るための方策 等

第5 継続的な実施体制の構築等に係る課題の解決策

- 例：送り側・受入側の窓口等における事業機会の拡大・法人化
- 他部署・民間団体等との連携
- 送り先・受入先の確保に向けた情報発信・訪問活動
- 住民・高校・大学・地域おこし協力隊等を対象にした子供の農山漁村体験の実践者の募集・育成
- ふるさと納税・森林環境税等による財源確保 等

第6 計画の数値目標の設定（概ね5年から10年）

7. 対象団体の選定

地方公共団体から提出された当該事業に関する企画提案書を基に、総務省において内容の具体性等を総合的に勘案し、対象団体を選定します。なお、必要に応じて追加資料を求めることがあります。

8. 応募書類

- ・令和7年度 子供の農山漁村体験交流計画策定支援事業企画提案書
- ・その他補足資料

9. 提出期限

令和7年6月30日（月）

※応募状況により延長する場合があります。

10. 提出方法及び提出先

貴都道府県各部局、並びに都道府県内市区町村からの企画提案書等を取りまとめの上、以下の電子メールアドレスまで提出願います。

e-mail : jinzai.renkei@soumu.go.jp

11. その他

(1) 本事業の紹介（総務省ホームページ）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kodomo.html

(2) 令和4年度の採択団体において策定された計画の紹介

https://www.soumu.go.jp/main_content/000874154.pdf

12. お問い合わせ先

総務省地域力創造グループ人材力活性化・連携交流室 担当 横張、高橋

住 所：〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

電 話：03-5253-5394

e-mail : jinzai.renkei@soumu.go.jp